

美術品寄贈申し出に伴う飯山市美術館としての対応について(案)

1 美術館寄贈作品受入れの現状

飯山市伝統産業会館条例の中に、「及び郷土に所縁のある芸術家の美術品等を収集し、保管し、又は展示して市民の利用に供するするとともに・・・」とあり、飯山市に関係する作家や作品の収集をはかり、これを活用することが記されている。

一方、収蔵庫については当初から美術館として設置されてものではないことから、スペース不足が開館当初から指摘されており、これを解消すべく充実も図ってきたところである。

2 寄付採納委員会について

金品等を市に寄贈される場合は、寄贈申し出者からの申し出書により、庁内に設置された寄付採納委員会(委員長 副市長)において採否を決定している。美術作品についても、本委員会に諮り事務処理を行なってきた。

ただし、本委員会に諮る前に、担当課として作家・作品の評価をある程度調査し、有識者の意見も参考としながら適当と思われる案件について委員会にあげていくのが通常である。

そのため、こうした方針をある程度ルール化し、今後の対応方針としたい。

3 対応方針

以上のことから、有限の収蔵庫に対し、また、美術館として一定程度のランク以上という線を設ける必要があるため、寄付採納委員会に諮る前に有識者による検討委員会を内規として設けたい。

内規素案 美術作品の寄贈申し出を美術館において受けた場合、そして、受け入れるかどうか判断しがたい場合、美術館収蔵作品検討委員会(仮称)において委員に意見を伺い、その意見を参考に飯山市寄付採納委員会に諮ることとする。

- ・ 美術館収蔵作品検討委員は必要に応じて委嘱し、委員会を開く。
- ・ 飯山市美術館において収蔵・展示等実績のある作家等美術館として容易に判断可能な場合は、その都度美術館運営協議会委員等有識者若干名の意見をお聞きして判断することとし、検討委員会を省略する。
- ・ 検討委員は、美術館運営協議会委員、市教育委員会、その他学識経験者から5名程度美術館長が委嘱する。